# 市外への通院に



# お困りではないですか



### ~ 栃木市社協の「障がい者等移送サービス」を利用してみませんか! ~

### ★内容

障がい者等移送サービスは、歩行が困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方を対象とした、登録制の移送サービスです。

## ★対象者

栃木市に住所を有し、車イス又はストレッチャーの使用等により公共交通機関の利用が困難な方で、次のいずれかに該当している方が対象です。

- ① 介護保険の要介護認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳を所持している方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳を所持している方
- ④ 療育手帳を所持している方

#### ★移送の要件

移送車は、次に掲げる場合などに運行します。

- ① 市外の医療機関への通院、入院又は退院する場合
- ② 市外の介護保険法第8条各号に定めるサービス及び障害者自立支援法 第5条に定めるサービスを利用するための事業所への入所又は退所を する場合

# ★運行範囲

移送車の運行範囲は、栃木市内を出発又は到着地として、次の市町まで送迎します。 栃木市内のみの運行は対象となりません。

県 内 ⇒ 宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、小山市、下野市、上三川町 千牛町、野木町、

茨城県 ⇒ 古河市、結城市

群馬県⇒館林市、板倉市

埼玉県 ⇒ 加須市

# ★運行日

月曜日から金曜日 (祝日及び12月29日から翌年の1月3日までは除く)

## ★運行時間

午前9時から午後4時30分。

## ★利用料金

利用距離1キロメートルにつき150円です。ただし、有料道路の通行料、有料駐車の料金等については、利用者の負担となります。

#### ★利用回数

原則週1回(ただし、特別な理由がある場合は、ご相談ください。)

#### ★申請から利用まで

 申請方法 利用する前に事前登録が必要です。「利用登録申請書」により栃木 市社会福祉協議会(本所、各支所)へ申請してください。
審査後、移送サービスを利用できるか否か通知します。

 利用予約 利用希望日の30日前から前日までに栃木市社会福祉協議会 大平支所(☎0282-43-0294)へ予約してください。
※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除きます。

#### ★利用にあたっての注意点

- ※利用者が介護を要する場合は、介護者の同乗が必要となります。
- ※車輌は、リフト車、スロープ車を用意しています。
- ※車イス、リクライニング車イスが必要な方は、予約する際に申し込みください。

#### ★問合せ先

## 栃木市社会福祉協議会

本所地域福祉係
大平支所
・藤岡支所
・都賀支所
・西方支所
・岩舟支所
の282-22-4457
の282-43-0294
の282-62-5861
の282-28-0254
の282-92-8080
・岩舟支所
の282-55-2438